

町の人事行政の運営等の状況を公表します。

令和4年10月31日

下郷町長 星 學

下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件の状況などについて、そのあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門	職員数			対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和2年	令和3年	令和4年			
一般行政	議会	2	2	2	0	
	総務	23	22	23	1	育児休業者を総務部門に配置
	税務	7	8	6	△ 2	育児休業者を総務部門に配置
	農林水産	8	8	11	3	鳥獣被害対策強化・新係設置
	商工	2	3	2	△ 1	
	土木	8	9	8	△ 1	派遣職員を総務部門に配置
	小計	50	52	52	0	
福祉関係	民生	20	20	19	△ 1	
	衛生	4	5	5	0	
	小計	24	25	24	△ 1	
教 育	11	13	11	△ 2		
公営企業等	水道	1	1	1	0	
	下水道	1	1	1	0	
	その他	9	9	9	0	
	小計	11	11	11	0	
総合計	96	101	98	△ 3		

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	7	4	15	12	14	10	9	8	7	5	7	98

(3) 採用試験の実施状況（令和3年度）

(単位：人)

職 種	第1次試験		第2次試験	
	試験日	受験者数	試験日	受験者数
高校卒程度 (一般)	R3. 9. 19	6	R3. 11. 27	3
大学卒程度 (一般)	R3. 7. 11	3	-	-

(4) 職員の採用及び退職状況

(単位：人)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	採 用	退 職	採 用	退 職	採 用	退 職
一般事務	3	7	4	2	5	4
保育士	1	1	0	0	0	1
保健師	0	0	0	0	1	0
土 木	0	0	0	0	1	0
建 築	0	0	0	0	0	1
社会福祉士	1	0	0	0	0	0
合 計	5	8	4	2	7	6

2 職員の人事評価の状況

職員の職務上の行動を、能力・規律の評価尺度により評価する「能力評価」と、目標管理制度を活用して難易度・達成度により評価する「業務評価」の2つの指標を用いた人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算：令3年度）

区分	住民基本台帳人口 (令和4.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 5,288	千円 5,182,150	千円 399,025	千円 934,092	% 18.0	% 15.8

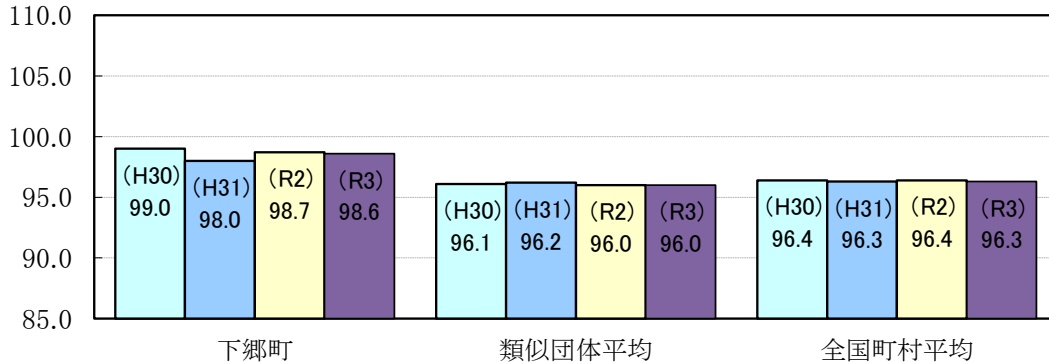
(注) 人件費には職員給（事業費支弁職員含む）のほか、議員報酬及び町消防団員報酬等を含む。

イ 職員給与費の状況（普通会計決算：令和3年度）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	人 90	千円 316,701	千円 54,543	千円 123,724	千円 494,968	千円 5,500

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。

ウ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。
2 類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

エ 給与改定の状況

①月例給

区分	福島県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	367,921円	367,845円	76円 (0.02%)	- %	- %	- %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額。

②特別給

区分	福島県人事委員会の勧告				下郷町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度	月 4.26	月 4.40	月 △0.14	月 △0.15	月 4.25	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況(令和3年4月1日現在)

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下郷町	38.9 歳	290,400 円	335,979 円
福島県	42.9 歳	327,000 円	413,935 円
類似団体平均	41.2 歳	300,607 円	345,008 円

イ 職員の初任給の状況

区分	学歴	下郷町	福島県	国
		186,500 円	193,100 円	182,200 円
一般行政職	大学卒	186,500 円	193,100 円	182,200 円
	高校卒	153,900 円	158,400 円	150,600 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		266,700 円	302,700 円	338,800 円
一般行政職	大学卒	266,700 円	302,700 円	338,800 円
	高校卒	227,400 円	273,900 円	315,700 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況(令和4年4月1日現在)

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	%	職名	人数	人数	%	段階
1 級	主事、技師、栄養士、主事補、技師補の職務	14	14.3%	主事補	3	37	37.8%	係員級
				主事	10			
				技師補	1			
2 級	副主査の職務	23	23.5%	副主査	23			
3 級	主任主査、係長、主査の職務	26	26.5%	主査	11	26	26.5%	係長級
				主任主査	6			
				係長	9			
4 級	課長補佐又は副主幹の職務	16	16.3%	副主幹	8	16	16.3%	課長補佐級
				課長補佐	8			
5 級	課長、教育次長、議会議務局長、主幹の職務	17	17.3%	主幹	9	17	17.3%	課長級
				局長	1			
				教育次長	1			
				課長	6			
6 級	困難な業務を行う課長、参事の職務	2	2.0%	参事	2	2	2.0%	部長級

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（一般行政職）

下 郷 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,341 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,736 千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.90 月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.90 月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

下 郷 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 1人当たり平均支給額 13,902千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職し退職手当を支給された職員の平均額である。

ウ 地域手当

なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	64 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	12,780 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	5.2 %
手当の種類（手当数）	7
手 当 の 種 類（業 務 内 容）	左記職員に対する支給単価
町税等の徴収業務	日額 300円
防疫等の物件の処理業務	日額 500円
精神障害者の訪問調査、移送等業務	日額 300円
特殊機械（除雪機械等）の運転業務	日額 300円
公共用地等の取得業務	日額 300円
危険作業の業務	日額 300円
行路死亡人の処理業務	1件 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	21,260 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	262 千円
支給実績（2年度決算）	16,252 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	211 千円

（注）選挙執行の有無等により毎年度変動があります。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 6,500~10,000円	同じ	—	11,794 千円	280,798 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円 を超える家賃を払う職員 上限：28,000円	異なる	月額9,500円 を超える家賃 を払う職員	4,570 千円	304,667 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用 してその運賃等を負担、自動車 等交通用具使用を常例とする 職員 交通機関利用：6箇月定期券等 の価格による一定額 交通用具使用：通勤距離に応 じた額（上限：45,800円）	異なる	運賃相当額 61,000円超え る額の1/2を 加算	6,831 千円	96,214 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員 (支給額) 8~10% (定率)	異なる	定額化してい ない	7,679 千円	404,132 円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月 までの各月の初日）に、支給 対象地域に在勤する職員(支給 額) 地域区分、世帯等の区分 に応じた額	同じ	—	6,038 千円	64,926 円

キ 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	期 末 手 当	
給 料	町 長	757,000 円	6月期	1.650月分
	副町長	603,000 円	12月期	1.650月分
	教育長	578,000 円	計	3.30月分
報 酬	議 長	302,000 円	6月期	1.650月分
	副議長	233,000 円	12月期	1.650月分
	委員長	218,000 円	計	3.30月分
	議 員	211,000 円		
退 職 手 当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×支給率 (48/100)	17,441,280円	任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×支給率 (29/100)	8,393,760円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×支給率 (20/100)	4,161,600円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月、教育長のみ3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況及び休業に関する状況

(1) 職員の勤務時間の状況

一般的な職員の勤務時間は、休憩を除き、1日について7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について、38時間45分です。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。

令和2年の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
10.5日

(注) 町長部局のみ。育児休業、年度途中採用、派遣、休職者除く。

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

主な休暇の内容は次のとおりです。

種類	結婚休暇	産前産後 休暇	妻の出産 休暇	育児時間 休暇	ボランティア 休暇	子の看護 休暇	忌引休暇	夏季休暇
付与 日数	7日以内	産前8週間 産後8週間	2日以内	1日30分 以内2回	5日以内	5日以内	続柄により 1～10日	5日以内

※令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員・・・2人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分者数					懲戒処分者数				
休職	降給	降任	免職	合計	戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和3年4月1日～令和4年3月31日集計

6 職員の服務の状況

職員の服務について、地方公務員法第30条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

なお、令和3年度における主な職務専念義務免除の件数等は次のとおりです。

職務専念義務免除	
承認件数	161件
免除理由	各種健診の受診、新型コロナワクチン接種など

7 職員の退職管理の状況

令和3年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	事由別退職者数			
	定年	勸奨	その他	合計
一般事務	2	0	2	4
保育士	1	0	0	1
保健師	0	0	0	0
建築	0	1	0	1
合 計	3	1	2	6

8 職員の研修の状況

職員の勤務効率の発揮及び推進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法及び下郷町職員安全衛生管理規則に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

令和2年度の実施状況は、次のとおりです。

種 類	受診者数 (人)
生活習慣病検診	58
人間ドック	21
ストレスチェック※	156
その他の検診	30

※会計年度任用職員含む

(2) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度により保護されていますが、令和2年度中の不服申立て等の実績はありませんでした。